

会 議 録

会議名称	令和2年度 目黒区特別職報酬等審議会（第1回）
日 時	令和2年11月6日（金）午後3時～午後4時30分
会 場	目黒区総合庁舎4階 特別会議室
出席者	（委員）市毛委員、追川委員、小川委員、奥山委員、土方委員、 松崎委員、吉岡委員 （区側）区長、総務部長、総務課長、事務局
傍聴者	2名
配付資料	目黒区特別職報酬等審議会（第1回）次第、委員名簿、諮問文（写） 目黒区特別職報酬等審議会資料 1～4
会議次第	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区長あいさつ ・ 委員の御紹介 ・ 区側出席職員の紹介 ・ 審議会の進め方について ・ 会長互選 <p>○審議会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会長ごあいさつ 2 会長職務代理者の指定 3 会長職務代理者のごあいさつ 4 諮問 (区長退席) 5 傍聴・資料等の取扱い説明 6 資料の内容説明 7 資料等に関する質疑応答 8 審議会の論点整理 9 審議（質疑応答） 10 今後の進め方 11 閉会
内容及び 主な発言	<p>○ 会長互選により、目黒区法曹会の吉岡委員が選ばれ、あいさつした。</p> <p>1 会長があいさつした。</p>

	<p>2 会長が職務代理者に目黒区町会連合会の追川委員を指名した。</p> <p>3 会長職務代理者があいさつした。</p> <p>4 区長から諮問を受けた。</p> <p>(区長退席)</p> <p>5 傍聴・資料等について、次のように取り扱うこととした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会は原則公開とし、審議会進行に支障がない限り傍聴を承認すること。 ・ 傍聴者に会議資料を配付すること。 ・ 会議録は要点筆記とし、ホームページで公開すること。 <p>(傍聴者入室)</p> <p>6 事務局から、配付資料 1、2 (勧告の概要等) について内容説明を行った。</p> <p>7 質疑及び主な発言 (「・」委員の発言、「→」区側の発言)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 会長 審議会の審議内容とそのポイント、今後のスケジュールなどについて確認したい。 → 今月 2 3 日に、特別区人事委員会から一般職員の特別給についての勧告が行われた。当該勧告の内容を踏まえた上で、区議会議員の議員報酬、区長等の特別給の改定について、その是非を含めて審議いただきたい。なお、月例給については、別途勧告が行われる予定である。 仮に今回特別給を改定すべきであるという答申をいただき、条例改正を行うことが適当であるとなった場合、職員団体との妥結状況を考慮した上で、11月の第4回定例会に条例案を提案する予定となる。 これに向け、11月17日開催予定の第2回特別職報酬等審議会において、答申案を審議いただく予定である。 ・ 委員 資料2参考資料の1～2ページについて、世田谷区調べとあり、昨年の資料においても世田谷区調べと記載があったが、当該調査を行うのは、世田谷区と決まっているのか。 → 特段決まりはないが、例年世田谷区が同様の時期に調査を行っており、本区で使用したい情報が網羅されているため、使用している。 ・ 委員 期末手当の支給日は一般職と特別職は同様であるか。
--	--

	<p>→ 支給日は同日である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員 地域手当とはこういった性質のものであるか。 → 地域手当とは、居住地により生活にかかる費用が異なるため、それを補うため月例給のうち本給とは別に支給する手当である。東京のような大都市圏では当該手当の割合が大きくなる傾向がある。 ・ 委員 地域手当が支給されるということは、職員は目黒区に居住することを期待されているということか。 → 必ずしも目黒区とは限らないが、大都市圏に勤務することが前提とされている。 ・ 委員 月例給を本給と地域手当を分ける理由は何か。 → 国家公務員に準じて、大都市圏に勤務することでかかる生活給は本給とは別に地域手当として支給するものとし、平成17年に人事委員会から勧告されたものである。 ・ 委員 資料2の5ページ目下段に記載の計算式はどのように決められているか。 → 支給割合の基本的な考え方は特別職と議員の間で相違はないが、条例の違いにより、計算式が異なっているものである。145%という割合は、管理職加算等に相当するものである。 なお、支給割合は各区の条例で定めており、当該計算式は特別区一律のものではない。他区との比較をする場合は、年収ベースで比較検討を行っている。 ・ 会長 一見すると、特別区全体で当該計算式を使用しているように見えるため、資料の構成を改めて検討いただきたい。 → 承知した。 <p>8 事務局から、配付資料3（論点整理等）について内容説明を行った。</p> <p>9 質疑及び主な発言（「・」委員の発言、「→」区側の発言）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員 本審議会での審議内容は区長等だけでなく、区議会議員も対象とされているのか。 → その通りである。 ・ 会長 条例改正後の月初めから改定ということは、11月の議会で条例を改正し、
--	--

12月から適用するという認識でよいか。

→ 目黒区議会は例年最終日が12月はじめである。議案の議決は最終日に行われるため、条例の改正は12月となり、施行は翌年1月であり、本年も同じである。

例年、12月に議案の議決及び条例改正が行われ、1月から適用となっており、昨年の本審議会で答申した内容も、本年1月から適用になっている。このため、昨年の答申の期末手当の引上げも本年12月の支給があつて初めて年額として完結することとなる。

・ 会長

一般職員の期末・勤勉手当について、特別区の人事委員会勧告を踏まえて、現在、労使交渉中とのことであるが、本日の配付資料には改定試算も示されている。

これらを踏まえて、議員報酬及び区長等特別職の給料等について、職員に準じて、期末手当を改定すべきか否か、試算もご確認いただいた上で、皆さんの考えをお聞きしたい。

・ 委員

現在のコロナ禍での世の中の流れを踏まえると、一般企業等はかなり厳しい状況であるため、現在の給与を維持することは困難であると考えられる。

従って、今回の改定については、人事委員会勧告のとおり職員に準じたものとするのが適当であると考える。

・ 委員

人事委員会が示している職員に準じた改定で異論はない。

・ 委員

社会情勢等を勘案し、人事委員会が改定月数を示していると考えられるため、それに準じることで異論はない。

・ 委員

コロナ禍において、通常とは異なる業務が増加しており、区の職員の負担は大きいと思われるが、厳しい社会情勢を踏まえると、人事委員会勧告が示した改定に準じることは致し方ないと考える。

・ 委員

マイナス改定となるが、社会情勢を踏まえると致し方ないと考える。

・ 委員

社会情勢が厳しい状況であるため、公民ともにある程度節約をしていくことは必要ならざるを得ない。今後歳入も減っていく見通しであることも踏まえると、職員に準じた改定に異論はない。

・ 会長

各委員からの意見にあつたように、人事委員会勧告の内容に準じた改定に異論はないと考える。

- ・ 会長
個別の論点について皆さんにお諮りし、答申内容を固めていきたい。
まず、区長等特別職の給料等について、本年度の特別区人事委員会勧告に沿った試算が示されているが、今までの審議の中では、勧告に沿った改定に異論はなかったようなので、そのようにまとめさせていただいて良いか。
(委員から「異議なし」の声)
 - ・ 会長
勧告に沿った改定とする。
 - ・ 会長
実施時期について、従来からの慣例も踏まえると、条例改正直後の月初めの日から施行、実施することが妥当であると考えているが、そのようにまとめさせていただいてよいか。
(委員から「異議なし」の声)
 - ・ 会長
条例改正直後の月初めの日から施行、実施することとする。
 - ・ 会長
他に質疑、意見・要望等はないか。
 - ・ 委員
資料3の6ページ目の『「意見・要望」、「おわりに」として』に記載されている内容は何を検討するのか。
→ 次回開催時までには事務局にて答申案を作成するが、その答申の中に盛り込む予定である。
 - ・ 委員
減額改定の予定であるにも関わらず、さらなる職責を果たすことなどの記載があることに違和感がある。
→ 減額改定ではあるが、今後もコロナ禍が続く中で、行政としてさらなる役割を果たしていく必要があると考えている。
 - ・ 会長
答申案については、内容に疑義等があれば、事務局にお尋ねいただきたい。
 - ・ 委員
昨今、在宅勤務等が増えている中で、行政でもオンライン会議の対応などが必要と考えるが、そういった点も答申案に記載することを検討されてはいかか。
→ 貴重なご意見として頂戴し、答申案への記載を検討する。
- 10 会長から、今後の進め方について説明があった。
- ・ 会長
本日の審議結果を踏まえて、答申案のたたき台を事務局に作成していただ

	<p>き、次回改めてお示しすることとしたい。その上で答申を確定し、後日区長へ答申する段取りとしたいがいかがか。</p> <p>(委員から「異議なし」の声)</p> <p>11 会長から閉会の宣言があった。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 会長 <p>第2回の審議会は11月17日(火)午前10時から、この会場で開催する。</p>
--	--